

令和6年3月28日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

京都市監査委員 山本 恵一

同 青野 仁志

同 山添 洋司

同 高橋 一浩

## 1 本件請求の内容について

本件請求は、以下の2点を主張してなされたものであると解される。

- (1) 令和6年2月19日付けで京都市総合企画局総合政策室京都創生担当がオープンカウンターに掲載した「日本語から英語、日本語から中国語（簡体字）への翻訳業務」に係る契約（以下「本件契約」という。）は、以下の理由から、不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する。

ア 契約金額が当該サービスを提供するに際して掛かるコストを下回っている。

イ 契約金額が差別的な対価に当たる可能性がある。

ウ 本件契約の相手方は、ウェブサイト上で虚偽の広告をするなどしている。

- (2) オープンカウンターに掲載している案件に関して、京都市長は、最低制限価格の設定等、不当廉売等を防止するための対策を講じておらず、不正競争防止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に基づく義務の履行を怠っている。

また、京都市長は、オープンカウンターのウェブサイトについてウェブアーカイブを拒否する設定を行っており、透明性の向上を図っていない。

## 2 本件請求の対象とされた行為又は事実について

- (1) 住民監査請求の対象となる行為又は事実は、法第242条第1項の規定により、財務会計上の行為又は怠る事実に限定され、具体的には、①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実及び⑥財産の管理を怠る事実のいずれかに該当しなければならない。

- (2) 本件請求に係る京都市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）において請

求の対象とされた行為又は事実として記載されたもののうち、本件契約を締結したこと（上記1(1)参照）は、上記③に該当する。

- (3) 他方、京都市長が不当廉売等を防止するための対策を講じること等を怠る事実（上記1(2)参照）は、上記①～⑥のいずれにも該当せず、住民監査請求の制度上、請求の対象とはなり得ない。

3 本件契約を締結したことの結果としての損害の発生又はそのおそれについて

- (1) 「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」とされている（最高裁平成6年9月8日判決及びその下級審判決参照）。そのため、職員措置請求書には、京都市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示す必要がある。
- (2) この点、本件請求書には、本件契約を締結したことの結果として生じた損害についての具体的な記載はない。
- (3) また、請求人の主張の核心が、本件契約の契約金額が低額に過ぎ、京都市長はより高額の見積り額を提示した者と契約を締結すべきであったという点にあるところ、そのように考えるのであれば、本来あるべきであったと請求人が考える契約金額と実際の契約金額との差額のみで京都市に利益が生じているとは言い得ても、損害が生じていると認める余地はない。
- (4) したがって、請求人は、本件契約を締結したことの結果として、京都市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示していないと言える。

4 よって、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。